

公民連携まちづくり基本方針 概要版

<位置づけ>

新たな公民連携によるまちづくりを推進するために、市における公民連携まちづくりの基本的な考え方を示すものです。

<公民連携まちづくりとは>

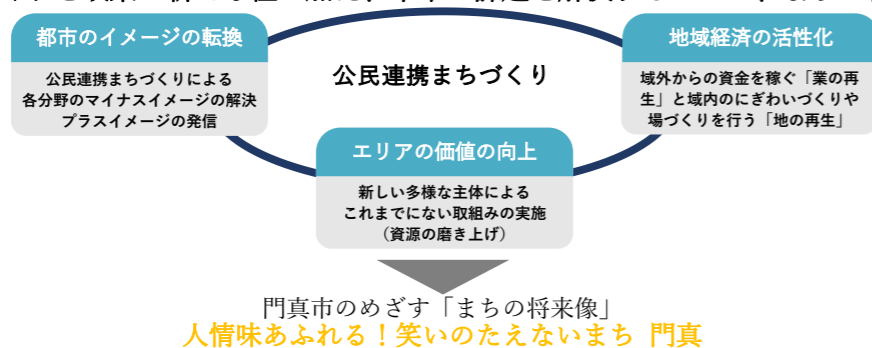
行政と民間がパートナーシップを構築し、互いの得意な分野で力を発揮しながら、事業を展開する手法です。

▶ 公民連携まちづくり実施の背景

- 各種計画に公民連携まちづくりに関する協働、共創、民間活力等についての記載はあるが、市全体としての公民連携まちづくりの概念・方策の整理はこれからであり、「横串を通す骨太の方針」と「具体化の道筋」を位置付けることが必要
- 民間が参画するまちづくりが社会潮流となり全国で実践され、本市でも駅前・駅周辺で民間事業者等による動きが芽生えつつある中で、民間事業者との協働・共創による「公民連携まちづくり」が重要

▶ 公民連携まちづくりを通してめざす姿

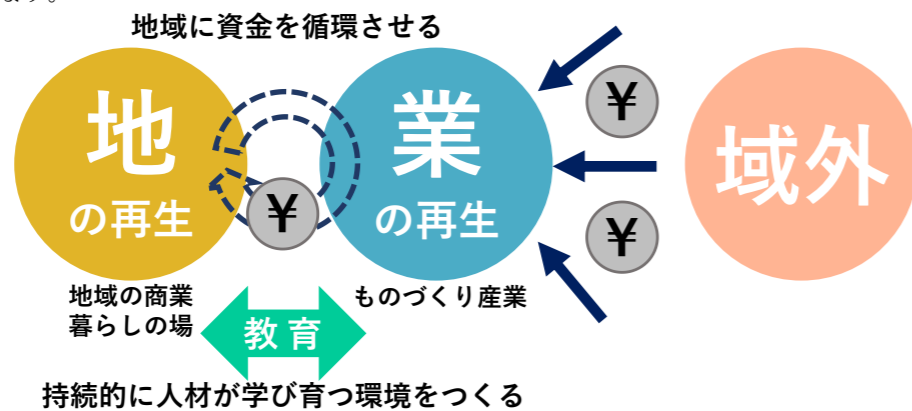
公民連携まちづくりを政策の新たな柱に加え、本市の課題を解決することで、まちの将来像実現を推進



「地の再生」と「業の再生」による本市の課題解決

本市は、ものづくり企業が多く立地し、働くまちであると同時に、住宅地としての役割を持つ多様性のあるまちです。その特徴を活かして、地元企業が製品を製造販売する等して域外から資金を稼ぎ、域内で消費をすることで経済が循環し、地域の商業や暮らしの場が豊かになります(地の再生)。公民連携まちづくりで本市の課題を解決するために、稼ぐ力を強化(業の再生)し、持続的に地域に資金が循環することを目指します。

また、「地の再生」と「業の再生」の現場を子どもを中心とした様々な世代が目にする中で、持続的に人材が学び育つ環境をつくることを目指します。

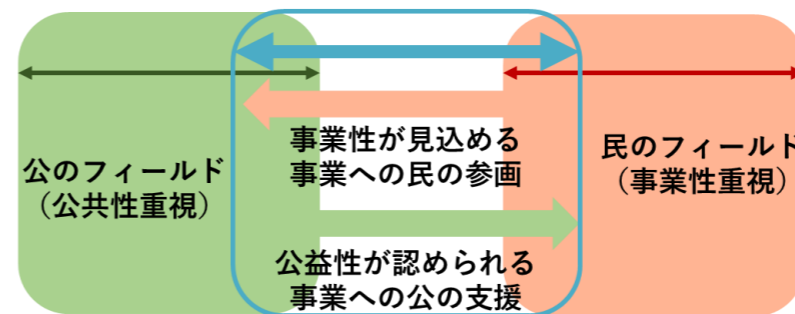


この考え方については、これから検討を重ねて、本市独自の地域課題解決に活かしていきます。

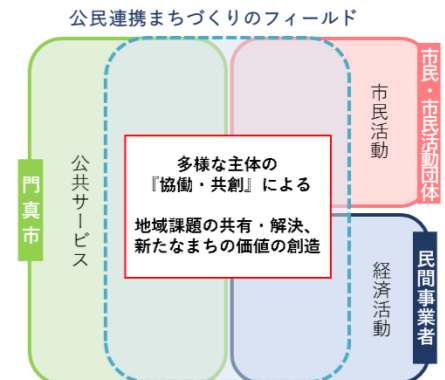
▶ 公民連携まちづくりの考え方

①公民連携まちづくりのフィールドの拡大

今後、拡大すべき公民連携まちづくりのフィールド



②多様な主体による『協働・共創』の視点



③公民連携まちづくりの対象となる取り組み

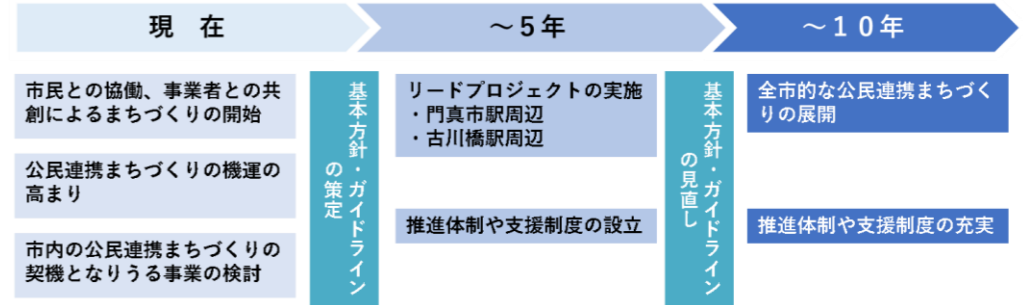
対象	公共施設	公共空間 公有地	その他
民間事業者	公共施設の 管理・運営	公共空間の 活用 管理運営	民間による 公益的事業 ソフト事業
市民	イベントの 実施	歩道を活用した 飲食スペース アドプト ロード	地域自治活動

総合的に実施
エリアマネジメント

④推進のしくみ、支援、体制づくり

- 支援**
 - 基本方針・制度や体制等を明確化するための要綱の制定
 - 活用可能な国等支援メニューの提示(ガイドラインなど)
 - 公共空間活用に向けた位置づけ、行政手続きの明確化、使用料の減免など利活用を促す制度改正
 - 民間の意欲喚起、初動期のプラットフォーム組成の支援
 - 公民連携まちづくりを担うべきプレイヤーへのフォーカス(光をあてる)、発掘
- 体制**
 - 全庁的な推進体制の確立(関係部局の連携体制の構築や専門部署の設置 など)
 - 公民連携まちづくりの情報の一元化(庁内でのワンストップ化 など)
 - 職員の意識啓発と専門技術等の向上(勉強会、研修会の実施 など)
 - 公民対話の機会や場の設置(フォーラム、リビングラボ など)

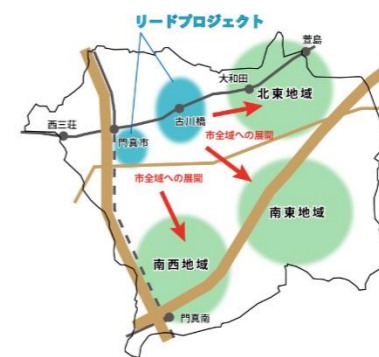
▶ ロードマップ



▶ リードプロジェクト(先行的な取り組み)

まちの将来像の実現に向けた門真市における公民連携まちづくりを進めるにあたり、既に取組みが具体化しつつある2地区については、モデルとなる先導的な役割を果たす『リードプロジェクト』として位置づけを行います。

2地区のモデル的な取組みを参考としながら、全市での公民連携まちづくりの取組みの普及を行います。



門真市駅周辺エリア
エリアリノベーション検討
門真市駅周辺の門真プラザ、商業エリア、公民館、歴史資料館などの公共施設を含むエリア

古川橋駅周辺エリア
エリアプラットフォーム構築・検討
古川橋駅を中心に、幸福東土地区画整理事業施行区域内で整備される交流広場、生涯学習複合施設を含むエリア

公共空間等の利活用にかかるガイドライン 概要版

<ガイドライン策定の目的>

門真市は、まちの課題解決や新たなまちの価値の創造のため、まちづくりに多様な主体が参画する「公民連携まちづくり」を進めています。こうした目的のもと、公共空間を市民や事業者、地域団体・NPO等の活動の場として開放し、「多様な主体による、これまでにない取り組み」を、誘発したいと考えています。

このガイドラインでは、公共空間を市民や事業者等の活動の場として活用するまちづくりについて、その進め方を紹介しています。自分たちもやってみようと思ったとき必要となる手続きや制度の情報や相談の窓口などを、わかりやすくまとめました。

<ガイドラインの使い方>

公共空間は市民等不特定多数にとって利用できる空間でもあることから、利活用を進めることにより、一般の利用者に一定の不便が生じる場合も考えられます。そのようにならないためにも、エリアの関係者との協働・協力を得て、持続的かつ効果の高い取り組みへとつながりやすいエリアマネジメント活動を中心に公共空間等の利活用を進めていきたいと考えています。

そこで、本ガイドラインは、エリアマネジメント活動の場として公共空間を利活用するイメージや、その進め方を中心に説明しています。

▶ ガイドラインが対象とする公共空間



▶ 公共空間におけるエリアマネジメント活動

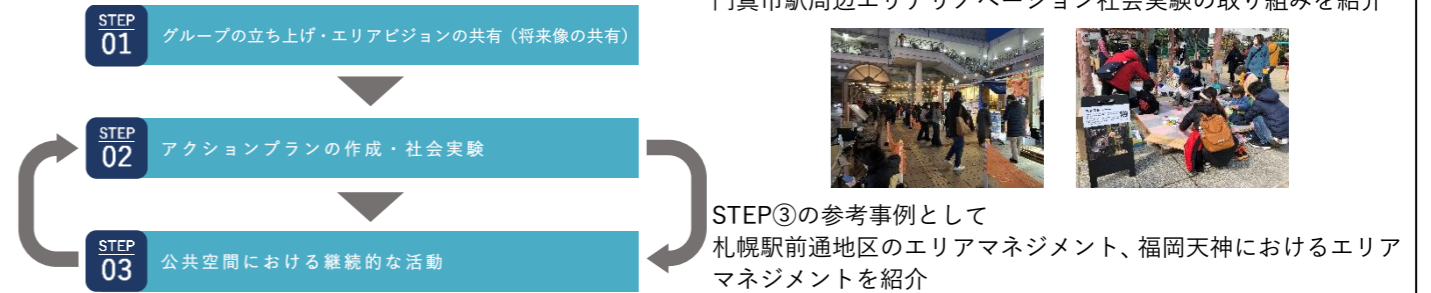
公共空間等を地域の市民・事業者・団体等が組織を組成し、エリアの課題解決や価値向上など、エリアマネジメントの取り組みの中で継続的に活用するための考え方を示します。



▶ 公共空間におけるエリアマネジメント活動での留意点

- ① エリアマネジメントの目的に沿った利活用
- ② エリアの関係者の理解・協力の上での利活用
- ③ 自律的な運営と活動への再投資
- ④ 複合的な取り組みによる相乗効果

▶ 公共空間の継続的な活用へのステップ

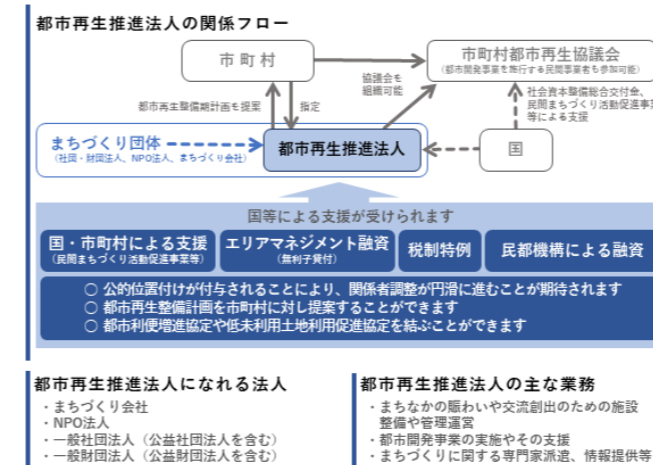


▶ 公共空間の種類、手続きと窓口、制度の一覧

公園	道路				
手続き	窓口	備考	手続き	窓口	備考
公園内制限行為許可	道路公園課		道路使用許可	門真警察署	
公園占用許可	道路公園課	固定物を設置する場合	道路占用許可	道路公園課	固定物を設置する場合
食品営業許可	守口保健所	飲食物を提供又は販売する場合	食品営業許可	守口保健所	飲食物を提供又は販売する場合
火災予防関係届出	門真消防署消防課	火気を使用する場合	火災予防関係届出	門真消防署消防課	火気を使用する場合

▶ エリアマネジメントの担い手づくりを支援する制度

① 都市再生推進法人制度



② 道路協力団体制度



▶ 参考資料

- 門真市公民連携まちづくり基本方針
- 各種法令等による手続きの詳細
- 活用を後押しする制度の紹介 ⇒ 本編で頭出しした制度の詳細を記載
- エリアマネジメント事例集 ⇒ 本編で記載しきれていない初期段階の取組みや自律的な運営の一助の事例を記載